

# 会津若松市健康づくり推進条例（案）の概要

## 前 文

- ・健康を取り巻く環境は大きく変わり、健康に対する価値観の多様化、健康格差、人生100年時代の到来など、時代に即したより一層の健康づくりの推進が求められている。
- ・市民の健康づくりを更に推進するためには、全ての市民が、心身の健康づくりに対する関心と理解を深められるようその気運の醸成を図るとともに、市、市民、関係団体等が一体となって、健康づくりに取り組んでいくための環境を整備していく必要がある。

## 目 的（第1条）

- ・健康づくりの推進に関する基本理念を定め、市の責務及び市民の役割等を明らかにするとともに、健康づくりの推進に関する基本的な事項を定めることにより、健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、市民が生涯にわたり健やかでいきいきと暮らすことができる社会の実現に寄与する。

## 定 義（第2条） 用語の定義

### 市民

市の区域内に住  
所を有する者

### 事業者

市内に事業所等  
を有する個人・  
法人その他の団  
体

### 関係団体

市内で活動を行  
う団体で営利を  
目的としないも  
の

### 保健医療等関係者

市内で保健、医療、  
福祉等に係る業務を  
行う者及びこれらの  
者

### 教育機関等

幼稚園、小学校、中学校、  
義務教育学校、高等学校、  
特別支援学校、大学、その  
他これらに類する教育機関  
及び保育所その他の児童  
福祉施設

## 基本理念（第3条）

市民一人ひとりが健康づくりの  
関心と理解を深め、自らの心身  
の状態に応じた健康づくりに生  
涯にわたって主体的に取り組む。

市、関係団体等は、市民が  
継続的に健康づくりに取り  
組めるよう必要な支援・社  
会環境の整備に努める。

市、関係団体等は、それぞ  
れの役割を認識し、相互に連携  
を図りながら協働して健康づ  
くりの推進に取り組む。

## 市の責務（第4条）

- ・市民、関係団体等と相互に連携を図りながら、健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施する。
- ・健康づくりに必要な情報を把握し、周知及び提供に努めるとともに、健康づくりの推進に関する施策に反映させる。
- ・健康づくりの推進に関する施策を効果的に実施するため、国、福島県等と連携を図る。

## 市民の役割（第5条）

- ・健康づくりに関する意識を高める。
- ・健康状態を把握し、心身の状態に応じて、健康づくりに主体的かつ継続的に取り組む。

## 事業者の役割（第6条）

- ・従業員の健康に配慮し、従業員が健康づくりに積極的に取り組むことができる職場環境の整備に努める。
- ・市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努める。

## 関係団体の役割（第7条）

- ・活動にあたっては、健康づくりに配慮し、健康づくりに関する普及啓発に努める。
- ・市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努める。

## 保健医療等関係者の役割（第8条）

- ・市民が健康づくりに必要な保健医療サービスを適切に受けられるよう配慮する。
- ・健康づくりに関する普及啓発に努める。
- ・市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努める。

## 教育機関等の役割（第9条）

- ・健康づくりに資する活動を行う主体との連携及び協働を図りながら、健康に関する学びの場の提供等により、心身共に健康な体づくりの推進に努める。
- ・市や関係団体等が実施する健康づくりの推進に関する活動に協力するよう努める。

## 健康づくりに関する計画（第10条）

- ・健康づくりの施策を推進するため、健康増進法に規定する健康増進計画を策定する。
- ・健康づくりに関する基本方針及び目標、施策を定める。
- ・計画を定めるときは、健康づくり推進協議会に諮る。
- ・計画を定めたときは遅滞なく公表する。